

豊田市足助地区空き家店舗活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市空き家情報登録制度等により登録された空き家を借り入れ又は購入し、店舗として活用する者に対して交付する豊田市足助地区空き家店舗活用補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 補助金の交付は、豊田市地域自治区条例（平成17年条例第93号）第2条に規定する足助地域自治区（以下「足助地区」という。）における新たな商業者を確保し、地域の活性化、町並み景観の保全及び地域づくりを図るため、地域に所在する空き家の有効活用を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 豊田市空き家情報登録制度実施要綱（令和4年4月1日施行。以下「空き家情報バンク実施要綱」という。）第3条第2号に規定する空き家（建築物に限る。）をいう。
- (2) 空き家情報バンク 空き家情報バンク実施要綱第3条第3号に規定する空き家情報バンクをいう。
- (3) 修繕 建築物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (4) 改修 建築物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させると同時に、従前の水準以上にその機能を改善することをいう。
- (5) 改築 建築物の全部又は一部を取り壊して、従前とほぼ同様の建築物を建築することをいう。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、足助地区に所在する空き家を活用して商業活動を行うために必要な改修及び修繕（以下「改修等」という。）とする。

(補助対象の空き家)

第5条 補助金の交付対象となる空き家は、次の各号の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 空き家情報バンクに登録された空き家であること。
- (2) 豊田市山村地域等定住応援補助金及び豊田市山村地域等空き家再生事業補助金の交付の申請をしておらず、かつ交付を受けていない空き家であること。
- (3) 豊田市農山村等住宅取得費補助金及び豊田市足助地区定住促進支援事業補助金の交付を受けていない空き家であること。
- (4) 過去に本補助金の交付を受けていない空き家であること。
- (5) 次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 賃貸借の場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 空き家情報バンクにより空き家の所有者と借受人との間において賃貸借契約が成立し、又は賃貸借契約の締結に関して合意がなされていること。

(イ) 空き家の所有者と借受人との間において、当該空き家の改修等に関して書面により合意がなされていること。

イ 売買の場合にあつては、空き家情報バンクにより空き家の所有者と購入者との間において売買契約が成立し、又は売買契約の締結に関して合意がなされていること。

(補助対象の商業活動)

第6条 補助金の交付対象となる商業活動は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）であつて、次の各号に掲げるものを除く業種であること。

- (1) 生活関連サービス業・娯楽業のうち競輪・競馬等の競走場、競技団、遊戯場、芸伎業及び娯楽に附帯するサービス業
- (2) サービス業（他に分類されないもの）のうち政治・経済・文化団体及び宗教
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業
- (4) 一時的又は投機的なもの
- (5) 国又は地方公共団体の経営するもの及び国又は地方公共団体から多額の出資又は資金援助を受けているもの
- (6) そのほか、公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと市長が認める事業

(補助金の申請者要件)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者でなければならない。

- (1) 賃貸借の場合にあつては、借受人である個人
- (2) 売買の場合にあつては、空き家の購入者である個人

(補助対象からの除外)

第8条 申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 豊田市税を滞納している場合
- (2) 偽りその他不正な手段により申請を行った場合
- (3) 暴力団員である場合
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- (5) その他市長が適当でないと認めた場合

(空き家の管理及び利用)

第9条 申請者は、空き家の善良な管理及び利用に努めなければならない。

(補助対象の経費)

第10条 補助金の交付対象となる経費は、空き家の商業活動に必要な部分の改修等に要する費用の全部又は一部とする。

2 新築、改築、増築（便所、浴槽等の設置による増築は除く。）、解体、移築、合併処理浄化槽の設置及び整備（単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去を含む。）、備品の購入、水道の加入金等に係る経費その他市長が適当でないと認めた経費は、補助金の交付対象としない。

3 前項の経費のほか、補助金の交付決定前に実施した空き家の改修等に要した費用については、この補助金の対象としない。

（補助金の額）

第11条 補助金の額は、空き家の改修等に要した費用に10分の8を乗じて得た額（千円未満に端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。）以内とし、100万円を限度とする。

（補助金の申請）

第12条 申請者は、豊田市足助地区空き家店舗活用補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結することが確かとなった日又は契約をした日から起算して1年以内に、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、提出された書類の審査及び現地調査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市足助地区空き家店舗活用補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の納付状況を確認することができる。

（交付決定を受けた内容の変更等）

第14条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた内容を変更するときにあっては豊田市足助地区空き家店舗活用補助金変更承認申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、交付決定を受けた事業を中止するときにあっては豊田市足助地区空き家店舗活用補助金中止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による内容の変更に係る申請を受けたときは、変更内容を審査した上で、承認の可否を決定しなければならない。

（結果の通知）

第15条 市長は、前条第2項の規定により承認したときは豊田市足助地区空き家店舗活用補助金変更承認決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知する。

（実績報告）

第16条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早く到来する日までに、豊田市足助地区空き家店舗活用補助金実績報告書（様式第6号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第17条 市長は、前条の規定により実施報告がなされたときは、その内容を審査し、事業の成果を適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市足助地区

空き家店舗活用補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第18条 市長は、補助金の額が確定した後、交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（検査及び指示）

第19条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められ、又は指示があった場合は、速やかにこれに応じなければならない。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第20条 市長は、交付決定者又は交付決定に係る空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（1）第5条、第6条及び第7条に反したとき。

（2）偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（3）関係法令等に違反したとき。

（4）当該空き家及びその利用者に関して、市長が第2条に定める目的に著しく反すると判断したとき。

（5）交付決定者が借受人である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に商業活動を終了したとき。

（6）交付決定者が購入者である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に転売、解体、又は商業活動を終了したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、豊田市足助地区空き家店舗活用補助金交付決定取消等通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、市長が定める日までに、既に支払われた当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（関係書類の保存）

第21条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（雑則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

申請者

郵便番号 住 所	〒 —
フリガナ	
氏 名	
電 話	() —

豊田市足助地区空き家店舗活用補助金交付要綱第 12 条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 , 000円
算出式：改修等工事費 円 × 8/10 = 円
- 2 補助事業の目的
空き家を改修又は修繕し、空き家を店舗としての有効活用を図るため
- 3 補助事業の内容
別紙事業計画書のとおり
- 4 添付書類
(1) 収支予算書・事業計画書
(2) その他（添付書類一覧）

- ① 改修等工事の設計図
※改修等の実施箇所、内容が確認できる間取り図等
- ② 改修等工事の見積書
※改修等工事費が 50 万円未満 1 者、50 万円以上の場合は 2 者
- ③ 施行前の現場写真（外観、施工箇所各所）
- ④ 位置図
- ⑤ 【賃貸借の場合】 賃貸借契約書の写し又は賃貸借契約締結に関する誓約書
【売 買 の 場 合】 売買契約書の写し又は売買契約締結に関する誓約書
※賃貸借契約締結又は売買契約締結に関する同意書を提出した場合は、契約締結後、
その写しを速やかに提出してください。
- ⑥ 誓約書

(別紙)

事業計画書

1 収支予算

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円	事業費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業計画

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
改修等の内容	別紙、改修等の内容一覧のとおり
実施期間(予定)	年 月 日～ 年 月 日
【賃貸のみ】 改修等に伴う 資産の取扱い	双方協議の上、契約において記載

3 申請者の課税状況

氏名	生年月日	申請者との続柄	市区町村税の課税状況
		本人	☐ 課税 ☐ 非課税

同意事項

内 容	同意・誓約欄 (☒ チェックしてください。)
1 豊田市税を滞納していない。	☐
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することに同意します。	☐

【賃貸借の場合のみ】

本件に係る改修等の工事については、上記のとおり実施することに同意します。

空き家の 所有者	住 所	〒 -
	フリガナ	
	氏 名	⑩
	連絡先	電話 FAX

(注)以下に該当するときは、支払われた補助金の返還を求めることがあります。
・当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に商業活動を終了等したとき。

(別紙)

改修等の内容一覧

番号	内容	間取り 図面※	写真※	見積り※	備考
A	外観（全景）				
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					
⑪					
⑫					
⑬					
⑭					
⑮					
⑯					
⑰					
⑱					
⑲					
⑳					

※各添付物に番号が明示されているか確認する際に使用してください。

(別紙)

年 月 日

賃貸借契約締結に関する誓約書

豊田市長 様

所有者 住 所
氏 名

借受人 住 所
(予定) 氏 名

私たちは、下記の建築物について賃貸借をすることに合意し、当該賃貸借に係る契約を締結する予定であることを誓約します。

記

1 賃貸物件

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
---------------------	-----

2 賃貸契約締結予定日

(別紙)

年 月 日

売買契約締結に関する誓約書

豊田市長 様

所有者 住 所
氏 名

購入者 住 所
(予定) 氏 名

私たちは、下記の建築物について売買をすることに合意し、当該売買に係る契約を締結する予定であることを誓約します。

記

1 売買物件

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
---------------------	-----

2 売買契約締結予定日

(別紙)

誓 約 書

補助金の申請に係る以下の物件は、補助金の確定通知の日から起算して３年以上利用することを誓約いたします。

年 月 日

物件所在地 豊田市

申請者

住所

氏名

(自署)

【関係要綱一部抜粋】

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第２０条 市長は、交付決定者又は交付決定に係る空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(中略)

(５) 交付決定者が借受人である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して３年以内に商業活動を終了したとき。

(６) 交付決定者が購入者である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して３年以内に転売、解体、又は商業活動を終了したとき。

豊 発第 号
年 月 日

(申請者) 様

豊田市長 

年度 豊田市足助地区空き家店舗活用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊田市足助地区空き家店舗活用補助金について、
補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により下記のとおり交付決定しましたので通知しま
す。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

年 月 日

豊田市長 様

申請者

郵便番号	〒	—
住 所		
フリガナ		
氏 名		
電 話	()	—

年度 豊田市足助地区空き家店舗活用補助金変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のあった豊田市足助地区
空き家店舗活用補助金について、下記のとおり計画の変更をしたいので、補助金交
付要綱第14条第1項の規定により申請します。

記

1 交付決定を受けた内容の変更

変更内容等	変 更 前	変 更 後
補助金額	金 円	金 円
事業費総額	円	円
変更内容 及び 変更理由		
添付書類	(1) 変更内容、箇所等が確認できる図面 (2) 工事変更見積書（変更がある場合のみ。） (3) 施行前の現場写真（施工箇所各所） (4) その他必要に応じて変更を説明する書類 （使用ポンプの変更による場合にあっては、ポンプの仕様書等）	

様式第4号（第14条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒	—
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	電 話	(	) —

年度 豊田市足助地区空き家店舗活用補助金中止届出書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のあった豊田市足助地区空き家店舗活用補助金について、下記のとおり事業を中止しましたので補助金交付要綱第14条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業実施場所
(空き家の所在地)
- 2 交付決定額
- 3 中止の理由

豊 発第 号
年 月 日

(申請者) 様

豊田市長 

年度 豊田市足助地区空き家店舗活用補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった豊田市足助地区空き家店舗活用補助金
については、補助金交付要綱第 1 5 条の規定により下記のとおり承認します。

記

1 変更決定額 金 _____ , 0 0 0 円

2 計画変更の内容

区 分	当初計画	変 更

3 条件

様式第 6 号（第 1 6 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者

郵便番号	〒	—
住 所		
フリガナ		
氏 名		
電 話	()	—

年度 豊田市足助地区空き家店舗活用補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定を受けた豊田市
足助地区空き家店舗活用補助金の事業を完了したので、補助金交付要綱第 1 6 条の
規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績及び効果
別紙のとおり実施し、所期の目的を達成できた。
- 2 その他（添付書類一覧）

(別紙)

1 収支決算

歳 入	金 額	歳 出	金 額
市補助金	円	事業費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業実績

事業実施場所 (空き家の所在地)		豊田市
改修等の内容		
実施期間	着手	年 月 日
	完了	年 月 日

3 その他（添付書類一覧）

添付書類	① 領収書（原本） ② 完成写真（施工箇所各所 1 枚） ③ その他市長が必要とする書類
------	--

第 年 月 日 号

（申請者） 様

豊田市長 

年度 豊田市足助地区空き家店舗活用補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった豊田市足助地区空き家店舗活用補助金
については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、補助金交付要綱第 1 7
条の規定により通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 改修等の内容 事業実績のとおり

第 年 月 日 号

様

豊田市長 

豊田市足助地区空き家店舗活用補助金交付決定取消等通知書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定をした豊田市足助地区空き家店舗活用補助金について、補助金交付要綱第 2 0 条第 1 項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還が必要となるため、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定取消事由
- 2 交付決定取消額 金 円
- 3 既交付済補助金額 金 円
- 4 補助金支払日 年 月 日
- 5 返還金額 金 円
- 6 返還金の納入方法